

報告第136号

平成17年11月17日承認

総務・企画部会の事務事業詳細調整について（その2）

総務・企画部会（その2）の事務事業詳細調整について別紙のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成17年11月17日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康 雄

事務事業詳細事項調整結果一覧

| 部会名 | 総務・企画 | 分科会名 | 総務 |
|---------|-------|---|-----|
| 区 分 | 統一時期 | 調整結果 | 備 考 |
| 29 監査委員 | 合併と同時 | <p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の定数は、地方自治法の規定に基づき、政令に定める市（人口25万人以上の市）は4名、その他の市は3名となっている。 ・委員の選任については、議会の同意が必要とされる。なお、議会の選任同意を得るまでの間は、監査委員は不在となる。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 監査委員の定数は、4人（識見を有する者2人又は3人、議員2人又は1人）とする。 2 監査委員の選任手続きについて 監査委員の選任については、市長職務執行者は監査委員を選任すべきでないとされていることから、新たに選挙により選出された市長が議会の同意を得て、識見を有する者及び議員のうちから選任する。 3 監査委員に係る給料及び報酬 <ul style="list-style-type: none"> （1）常勤の監査委員 給料については、特別職報酬等を参考にして決定する。 （2）非常勤の監査委員（識見を有する者） 報酬については、特別職報酬等を参考にして決定する。 （3）議会選出の監査委員 報酬については、特別職報酬等を参考にして決定する。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>監査委員の定数は4人とし、その内訳は、識見を有する者2人、議会議員2人とする。</p> | |